

広報 土地改良区だより

編集・発行
水土里ネット大曲
 大仙市大曲土地改良区
 大仙市大曲西根字小館10
 電話 0187-68-3031
 F A X 0187-68-3733



かんがい期前の用水路清掃

土地改良区の概況

受益面積	組合員数	総代数	役員数	職員数
911ha	866人	46人	理事17人 監事 3人	3人



農地・水・環境を守り育てる

土地改良区ロゴマーク

農業農村を取り巻く情勢が著しく変貌する中、土地改良区がこれまで果たしてきた役割、機能を改めて振り返ると共に多面的な機能の発揮など、国民が期待する新たな役割の実現に向けて、土地改良区が身近で親しみやすい組織として地域にそして広く国民に認知してもらうことを目的としています。

挨拶

理事長 仲村力夫



理事長 仲村力夫

による国の一三二条定期検査が実施されました。

その結果、主なる指摘事項等はありませんが、総代会の提出議案の内容について口頭質問を受けました。

この中身を申しあげますと、決算、予算並びに事業の報告及び計画等がある訳ですが、とりわけ決算については出納閉鎖期間が五月までとなっていることから、三月の総代会開催時には、一昨年度前の決算書提出となります。

このため分りにくいところのご意見もあり、理事会で審議の結果、通常及び臨時の年二回の総代会を開催し、決算、予算を区分することとしたところであります。

その他農地法の改正などに伴いまして、本土地改良区の規約、規程なども一部改正をしております。

次に維持管理事業についてありますが、各地区土地改良施設のうち、経年劣化の進んでい

るものについて、対策の検討を重ねているところです。

特に大川西根地域は著しい状況にあり、現在施設の更新又は基盤整備を含めた全体的な見直しも検討の中に入っております。

最小の負担で最大の事業効果を生み出すための過程においては、苦難と研究の連続が伴うものですが、今後どうぞ組合員各位にはご理解ご協力を頂きたいと考えます。

また角間川地域における大戸川頭首工の老朽化については、国営かんがい排水事業による改修を目指し、今年度より三年間の地区調査が実施される事になっております。

また内小友西部地域では、ため池水利のほか、耕作農道の不備などによる営農支障があり、一部圃場整備事業の要望が出てきております。今後は地域の合意形成を図り、将来を見据えた計画が必要になってくるものと思われれます。

更に内小友地域においては、年次計画による道水路の改修を行っております。

以上それぞれの地域の施設を抱える状況を申し上げましたが、農業生産の基礎となる土地改良施設は大切な財産であり、施設管理には今後もなお一層の努力

をして参ります。

最後になりますが、厳しさの増す農業経営の中で、組合員の負担軽減を図れる土地改良区運営が求められます。

今後とも役員一丸となって努力して参りたいと考えておりますので、組合員の皆様にはご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



第8回通常総代会



議長 田口憲寿氏

さる三月二十八日、本土地改良区の第八回通常総代会を開催し、提出しました四十七議案のすべてを承認決定いただきました。日頃より組合員の皆様には土地改良区運営に対し、ご理解ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて今年には春先以降の低温続きで、今後の農作物への影響が心配されるところです。

また国の農業政策においても大胆な転換がなされ、今後果たして農家の経営安定に結びつくのか注視しているところであります。

土地改良区運営について申し上げますと、昨年に土地改良法

土地改良施設の補修計画

土地改良施設は農業生産に欠くことのできない非常に重要な施設です。しかし全地域の施設は造成後の経年劣化により、いずれも整備補修並びに改修が必要となってきております。このため補助事業への加入並びに新規事業の採択に向けて、計画調査や施設定期診断などを実施することとしております。

◎ 角間川地区（大戸川頭首工改修事業）

この施設は昭和46年に国営雄物川農業水利事業により造成された施設であり、（幅15m×高さ1.8m×2門・自動転倒ゲート式）受益面積253haへの灌漑用水（2土地改良区・1水利組合）として取水しています。

しかし近年は経年による構造物の劣化が著しく、現在旭川地区国営かんがい排水事業として促進協議会を設立し、今年度から地区計画調査に入ることとしています。

これが実施されれば、現在の揚水機等を廃止し、全域が幹線水路からの灌漑となり、地域の維持管理費の軽減になるものと期待されます。



現在の頭首工からの幹線用水路



大戸川頭首工

◎ 内小友西部地区（ため池の補修）

内小友西部地区では、ため池の単独整備事業を行っております。

これは余水吐や水路の改修、ため池の堤体補強などをするものです。



余水吐の補修



ため池水路の敷設

◎ 大川西根地区（揚水機並びにパイプライン等の施設更新事業）

大川西根地区では、昭和46年度圃場整備事業で造成された揚水機及びパイプラインによる灌漑方式となっていますが、施設の造成後すでに40年近く経過しており、各施設はすべて耐用年数を経ている状況にあります。

特に揚水機電気設備の不具合が生じたり、パイプラインの老朽化に伴う破損が年々増加しており、補修費も増額しています。

パイプの埋設位置も圃場内にあり、補修時には組合員にご迷惑をおかけする場合があります。また農業機械の大型化により農道も狭小状態となり、営農耕作上においても通行に支障のなる状況にあります。

このため施設全体の更新が必然となり、現在新規の圃場整備事業も含めた施設の整備改修が検討されております。



揚水機設備（2台）



パイプラインの補修

◎ 内小友地区（道路、水路の改良事業）

内小友地区では、年次計画により道水路の改良事業を実施しています。

用水路を片側小用パイプに入れ替え、農道の拡幅を図るものです。

今年度も延長で607mが予定されています。



改良前



改良後

財務状況の公表

平成20年度 財産目録 (平成21年5月31日調整)

(単位：円)

資 産 の 部			
摘 要	金 額	備 考	
1. 流動資産	31,060,363		
現金 手元在高	0		
預金 (秋田おばこ農協、秋田銀行)	29,805,175		
未収賦課金 (H15年～H17年度)	1,255,188		
2. 特定資産	98,512,023		
財政調整基金積立見返預金	31,486,304		
償還決済金積立見返預金	50,619,880		
農地転用積立見返預金	3,962,698		
機械積立見返預金	2,856,304		
役員退任慰労積立見返預金	750,717		
職員退職給与見返預金	6,745,620		
土地改良事業振興基金	1,840,000		
出資金 (農林中金、東北電力他)	250,500		
3. 固定資産	3,263,700		
不動産 (固定資産評価)			
「プレハブ敷地」	3,263,700		
備品 (車両及び事務機器他)			
合 計	132,836,086		

(単位：円)

負 債 の 部			
摘 要	金 額	備 考	
1. 長期負債	359,460,603		
日本政策金融公庫	343,359,000		
秋田おばこ農業協同組合	2,180,955		
秋田銀行	13,920,648		
2. 短期負債	98,261,523		
財政調整基金積立見返預金	31,486,304		
償還決済金積立見返預金	50,619,880		
農地転用積立見返預金	3,962,698		
機械積立見返預金	2,856,304		
役員退任慰労積立見返預金	750,717		
職員退職給与見返預金	6,745,620		
土地改良事業振興基金	1,840,000		
合 計	457,722,126		

平成20年度 一般会計収支決算書

収入金 29,680,826 円也
 支出金 26,297,678 円也
 収支差引残金 3,383,148 円也 (翌年度へ繰越)

(歳入)

(単位:円)

	科目	決算額	予算額	比較増減	付記
1	経常賦課金	25,206,613	25,564,000	△ 357,387	10a当 2,800円
2	諸収入	2,861,717	1,736,000	1,125,717	施設利用料 他
3	繰越金	1,612,496	1,000,000	612,496	前年度繰越
	収入合計	29,680,826	28,300,000	1,380,826	

(歳出)

(単位:円)

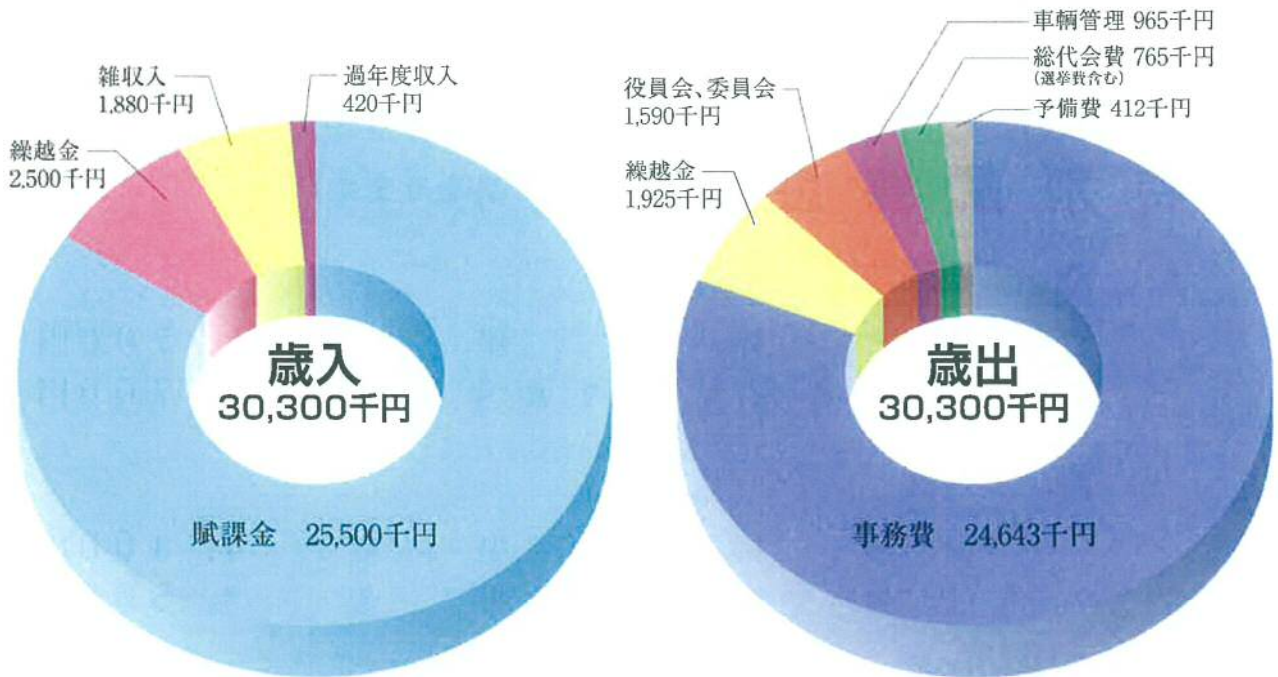
	科目	決算額	予算額	比較増減	付記
1	事務費	22,600,871	23,933,050	△ 1,332,179	一般事務諸経費
2	総代会費	244,020	306,000	△ 61,980	会議弁償費
3	役員会費	1,119,723	1,360,000	△ 240,277	会議弁償費
4	委員会費	113,467	230,000	△ 38,401	会議弁償費
5	繰出金	1,425,000	1,425,000		特別会計へ
6	車両管理費	794,597	840,000	△ 45,403	リース料、燃料代他
7	予備費	0	205,950	△ 205,950	
	収入合計	26,297,678	28,300,000	△ 2,002,322	

平成20年度 特別会計収支決算書

(単位:円)

会計種別	歳入		歳出		次年度へ繰越
	決算額	予算額	決算額	予算額	
1 一般財政調整基金	5,800,002	5,800,200	0	5,800,200	5,800,002
2 一般農地転用決済金	2,388,097	1,617,300	0	1,617,300	2,388,097
3 一般役員退任慰労積立金	750,717	1,480,200	0	1,480,200	750,717
4 一般職員退職給与積立金	6,745,620	6,716,000	0	6,716,000	6,745,620
5 内小友西部維持管理会計	3,079,873	3,046,200	1,941,504	3,046,200	1,138,369
6 内小友西部財政調整基金	2,408,337	2,400,300	0	2,400,300	2,408,337
7 内小友維持管理会計	11,793,188	10,880,000	10,312,133	10,880,000	1,481,055
8 内小友財政調整基金	4,203,113	4,200,300	0	4,200,300	4,203,113
9 内小友転用決済金	1,574,601	1,433,000	0	1,433,000	1,574,601
10 角間川維持管理会計	61,199,903	47,100,000	39,071,735	47,100,000	22,128,168
11 角間川財政調整基金	15,740,109	15,702,000	0	15,702,000	15,740,109
12 角間川機械積立金	2,856,304	2,823,000	0	2,823,000	2,856,304
13 角間川繰上償還金	38,210,304	37,392,000	0	37,392,000	38,210,304
14 大川西根維持管理会計	22,948,865	22,100,000	21,274,430	22,100,000	1,674,435
15 大川西根財政調整基金	4,334,743	4,314,100	1,000,000	4,314,100	3,334,743
16 大川西根償還決済金	17,336,742	15,157,500	5,314,405	15,157,500	12,022,337
17 大川西根償還積立金	10,388,919	10,365,000	10,001,680	10,365,000	387,239
合計	211,759,437	192,527,100	88,915,887	192,527,100	122,843,550

平成22年度 一般会計歳入歳出予算



特別会計収支予算

(単位：円)

種 別		本年度予算額	前年度予算額
全地区共通会計			
1	財政調整基金会計	6,600,100	6,100,100
2	農地転用決済金会計	2,851,100	2,330,100
3	役員退任慰労積立金会計	1,202,000	975,000
4	職員退職給与積立金会計	9,141,000	7,922,000
地区別特別会計			
1	内小友西部地区維持管理会計	2,673,000	2,503,000
2	内小友西部地区財政調整基金会計	2,901,000	2,800,100
3	内小友地区維持管理会計	11,160,000	10,760,000
4	内小友地区転用決済金会計	1,671,000	1,444,000
5	内小友地区財政調整基金会計	3,101,000	4,200,400
6	角間川地区維持管理会計	44,820,000	45,300,000
7	角間川地区財政調整基金会計	17,771,000	15,503,000
8	角間川地区機械積立金会計	3,262,000	3,024,000
9	角間川地区繰上償還金会計	38,341,000	37,392,000
10	大川西根地区維持管理会計	23,000,000	21,400,000
11	大川西根地区財政調整基金会計	5,080,100	3,310,100
12	大川西根地区償還決済金会計	12,270,100	13,321,200
13	大川西根地区大嶋野償還積立金会計	5,477,000	2,925,000
合 計		191,321,400	181,210,000

平成22年度土地改良区賦課金表(10a当たり)

* 一般経常賦課金 (全受益地一律) 2,800円

* 特別賦課金 (地域によって異なります)

内小友西部地区

(1) 維持管理費	1,700円
(2) 鳥越沢土地改良事業費	2,700円

内小友地区

(1) 維持管理費	4,400円
(2) 償還負担金	2,500円

角間川地区

(1) 維持管理費(田圃分)	2,300円
(2) 維持管理費(畑地分)	1,150円
(3) 償還負担金(担い手事業田圃分)	7,400円
(4) 償還負担金(担い手事業畑地分)	3,700円

大川西根地区

(1) 維持管理費	3,300円
(2) 償還負担金(ほ場整備大嶋野分)	3,400円

納付期日	平成22年6月20日
納付期限	1期 平成22年7月31日 2期 平成22年10月31日
納付場所	J A秋田おばこ農協管内各支店

土地改良法第39条、定款第29条の規定により賦課金を未納した場合は、延滞利子の14.6%が加算されます。また督促状を發せられた場合は、地方税の例により滞納処分の対象となりますので、未納のないよう早めの納付をお願いします。

- ★ 納入通知書を受け取ったら、賦課面積・金額を確認してください。
もし間違いがあった場合には、納付期限1ヶ月前までに申し出てください。

農地・水・環境保全向上対策

現在各地域において「農地・水・環境保全向上対策事業」が実施されています。

これは農村部における過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、農業生産の基盤となる施設の適切な保全管理が困難となってきた現状にあります。

このため農業用排水路、ため池、農道その他多くの農村資源に対し、農業者だけでなくそこに住む地域の住民みんなで参画しながら、多様な共同活動をすることで機能を維持し、地域全体の生活環境の保全、生態系保全、景観形成等を図ろうとするものです。

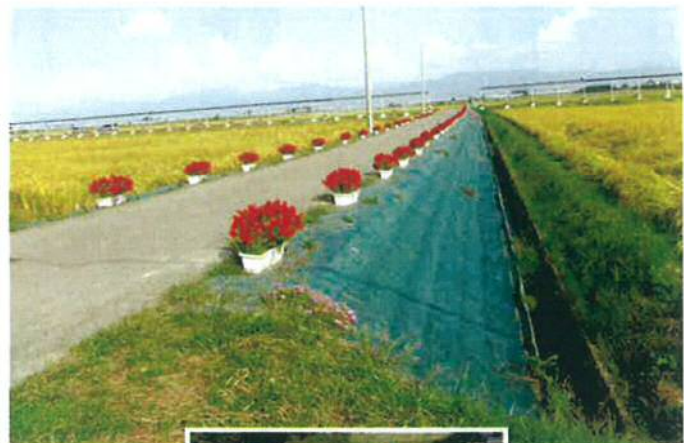
現在土地改良区の受益地を活動の範囲として、大曲地域環境保全活動協議会組織が母体となり活動を展開しています。

具体的には水路や農道の草刈りや泥上げ、防火用水の利用と管理、ゴミの不法投棄防止の為の巡回点検、動植物の自然観察や調査、景観作物（花など）の植栽管理、水質の調査や保全、農業生産施設の補修や改修、歴史的農業施設の学習及び研修などがあります。

これには農業者、婦人部、学校、PTA、老人クラブ、自治会、土地改良区などたくさんの人たちが参加し活動しています。



生き物調査(小学生・PTA)



プランター



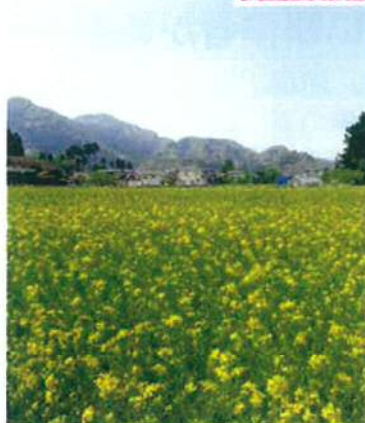
水路の草刈



ため池の芝桜



ため池の草刈



菜の花



水路の補修

こんな場合は必ず 手続をしてください

一、組合員資格に移動があった場合

組合員資格を有する農業経営者が農業者年金受給に伴う経営移譲をした場合には、組合員資格を喪失しますので土地改良区への届出が必要になります。

又土地の移動、更には組合員の死亡等による場合も同様に届出が必要になります。届出をするときは、組合員資格を失う人の印鑑、新たに取得する人の印鑑も必要になりますのでそのような事由がありましたら速やかに届出くださるようお願いいたします。

一、農地転用をする場合

農用地を宅地等へ転用する場合は農業委員会の許可が必要となりますが、申請書類として土地改良区の同意書と約定書も必要です。

この為予め土地改良区への届出と申請をしてください。

二、土地改良施設を使用する場合

家庭用排水や浄化槽処理水等を農業用水路に流す時は土地改良区の承認と契約が必要です。放流は排水路だけに限定しており、用水路は認めませんので、計画される時はご注意ください。

またその他土地改良施設を利用する場合にも同様に承認が必要で

お知らせ

農地転用をする場合には、事業償還残金及び一般経常費に伴う決済金を一括で納入していただくこととなります。

経常決済金額は、10aあたり175,000円となります。

このほかに事業費償還残金は別途となります。

賦課金の納入

お願いについて

賦課金の納入は組合員の皆様のご理解ご協力を頂きまして、厚く御礼申し上げます。

なお納入期限までに納入がなされなかった場合には、翌日から延滞金(年14.6%)加算されますから、早期納入をお願いいたします。

永年の賦課金未納のあるときは、土地改良法により滞納処分をすることになります。

なお特別な事情がある場合には、土地改良区までご相談ください。

滞納賦課金は新しい耕作者が負担

農地の移動、売買等の場合、賦課金滞納の土地を買いますと法律の規定により、**買った人が滞納金を全部支払いをするよう義務付けられています。**

売買するときは、必ず土地改良区に賦課金の滞納があるかどうか確かめてから売買契約をするように注意して下さい。



農地改良の場合

農地を改良(盛土改良等)するときは、農業委員会の許可が必要です。

この改良には、道路あるいは用排水路との境界確認と盛土の工法確認をしますので、事前に土地改良区にもお知らせ下さい。